

別紙 2

「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和 62 年 1 月 29 日付け衛水第 12 号）別紙「飲用井戸等衛生対策要領」

改正後（新）	改正前（旧）
4. 衛生確保対策 2) 飲用井戸等の管理、水質検査等 ② 飲用井戸等の検査 ア 設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の水質検査を行うこと。 (i) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度、<u>濁度</u>、<u>トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオktan酸（PFOA）</u>その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。 イ （略） ウ 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第 20 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者に対して行うものとする。 エ 設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関又は<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者に対して行うものとする。 ③ （略）	4. 衛生確保対策 2) 飲用井戸等の管理、水質検査等 ② 飲用井戸等の検査 ア 設置者等は、飲用井戸等につき定期及び臨時の水質検査を行うこと。 (i) 一般飲用井戸及び業務用飲用井戸における定期の水質検査とは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度<u>及び濁度並びに</u>トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。 イ （略） ウ 設置者等が一般飲用井戸及び業務用飲用井戸の水質検査を依頼するに当たっては、水道法第 20 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関又は<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者に対して行うものとする。 エ 設置者等が小規模貯水槽水道の管理状況についての検査を依頼するに当たっては、水道法第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関又は<u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者に対して行うものとする。 ③ （略）

3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

都道府県等は、前記 2) -③-ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤やPFOS及びPFOA¹ その他有害物質等による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町村にあつては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。

3) 汚染された飲用井戸等に対する措置

都道府県等は、前記 2) -③-ア又はイにより、飲用井戸等の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。この場合、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質等による汚染が判明した場合には、環境行政部局と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めること。また、当該設置者等に対し、水道に加入することを勧めるものとする。

なお、市町村にあつては管下の水道の布設、普及に努めるものとする。